

神奈川大学21世紀COEプログラム公開研究会

竹内 有理  
長崎歴史文化博物館

1. 長崎歴史文化博物館の概要

- ・ 2005年11月3日開館
- ・ 県市による共同事業
- ・ 指定管理者 株式会社乃村工藝社
- ・ コレクション 約48,000点  
(旧県立美術博物館、県立図書館、旧市立博物館の資料を継承)
- ・ 長崎奉行所立山役所の復元
- ・ 組織 25名
  - 館長
  - 統括マネージャー
  - 教育・研究グループ 13名 (所長／リーダー／研究7／教育4)
  - 経営管理グループ 7名
  - 広報営業グループ 3名

2. 事業の概要

(1) 企画展 (平成17年11月～平成19年3月)

(H17年度)

- 長崎大万華鏡展 (自主)
- 北京故宫博物院展 (巡回)

(H18年度)

- 九州南画の世界展 (自主)
- ロマノフ王朝と近代日本展 (巡回)
- 平戸の至宝とキリシタン文化展 (自主)
- 脳 内なる不思議の世界へ展 (巡回)
- くんち372展 (自主)
- ローマを夢見た美少年展 (自主)
- 京劇の世界展 (持込み企画)
- 吉村作治の早大エジプト発掘40年展 (貸館)

(2) 普及事業

H18年度の事業

- ①一般向け講演会・講座
  - 企画展関連 28回
  - 長崎学講座 17回
  - 歴史文化講座 10回
  - 奉行所トーク 4回
  - 古文書講習会 3回
  - 修復技術講習会 2回
- ②イベント
  - 企画展関連 11回
  - その他 15回
- ③子ども向け
  - 体験講座 20回

(3) 調査研究事業

- ①資料修復事業
- ②研究紀要の発行
- ③翻刻史料の発行
- ④長崎歴史文化研究所
  - 共同研究 例) 川原慶賀データベースプロジェクト

3. 学芸員に求められる資質とは

- ・ 「学芸員」にすべて求めるか、分業するか
- ・ 企画力 独創性 プロデュース能力
- ・ コミュニケーション力 交渉力 共同作業 連携
- ・ 時代感覚、社会意識
- ・ 行動力

4. 指定管理者制度の中の学芸員

- ・ 身分の問題
- ・ 継続性の問題
- ・ 事業の計画
- ・ 信頼性

## 今後の博物館活動と博物館学の方向性

金子 淳 (多摩市文化振興財団学芸員)

### 1 博物館研究における課題

#### (1) 私的な関心の推移から

##### ①博物館と学校教育の「連携」について (1994年・卒業論文)

…「連携論」そのものは、もともと明治期における近代博物館の移入期にまで遡ることのできるきわめて歴史的な考え方。にもかかわらず、現代的な関心が突出するあまりに「規範」としての連携を論じることに終始。=「期待概念としての連携」

→ (a)「規範」の相対化という問題意識、(b) 博物館の歴史への関心

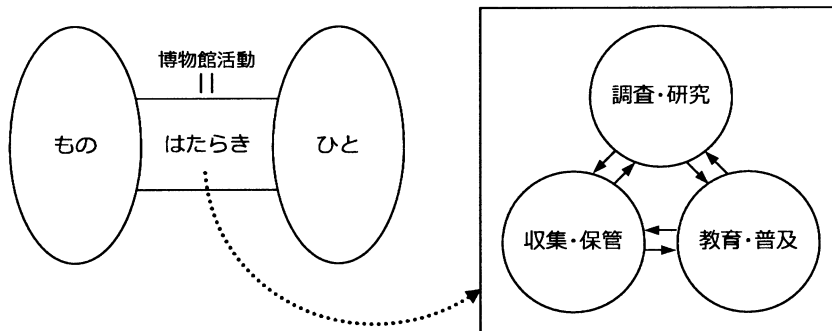
##### ②戦争と博物館の関係について (1997年・修士論文→『博物館の政治学』青弓社、2001年)

…「理想的な姿を追い求める」規範的アプローチに基づくものが支配的であったため、理想的な姿ではないとされる事例は検討の対象外に

→理想的ではない状態の博物館とは？=戦争という場を対象に、政治的な存在としてとらえその権力性を問う

※博物館の政治性=博物館が特定のイデオロギーや価値観を普及する手段となり、人々の行動や思想に何らかの影響をもたらすという性格を持っていること

##### ③伊藤寿郎による機能主義博物館論批判



・機能主義博物館論の目標 = 博物館の機能の理想的な組み合わせを見出すこと→対象を博物館の内的機能に限定、理念型として抽象化

→外的機能と無縁であるがゆえに閉鎖的な理論 (「人畜無害の啓蒙的説教」伊藤寿郎「地域博物館論」『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986年)

#### (2) “規範的”博物館論への違和感

##### ①博物館活動を「規範」としてみるか、「事実」としてみるか

規範認識 (当為論)		事実認識 (事実論)
「いかに存在すべきか」という理念的な規範	関 心 の 所 在	「どのように存在している (きた) か」という存在のありよう
理想としての博物館	対 象	現実としての博物館
当為 (=あるべき姿、なすべき行為) として把握	対 象 の 認識方法	社会的構築物 (=社会や文化が作り出したもの) として把握

## ②「規範的博物館論」の問題性

- (a)「事実認識」をふまえないまま、いきなり「規範認識」にとびつく、あるいは期待概念としての博物館像のみを切り取って論じる傾向（「努力目標」と「スローガン」だらけ。無自覚な前向き志向→資料）
  - …何をもって「規範」とするのか、なぜ「望ましい」と思うのか、誰にとっての「規範」なのか、その判断基準は何か？（その答えは、「規範的博物館論」の中からは出てこない）
- (b)「規範」から逸脱する事例に対して無力（無視・無関心）
  - …事例の取り上げ方のバイアス、失敗から学ばない姿勢
  - 「規範認識」というフィルターを通さずに現実の博物館と向き合う→「政治的存在としての博物館」という視座

## ③「臨床」への傾倒

- ・医学における「臨床」と「基礎研究」のメタファーを用いれば、博物館研究は「臨床」に傾倒。「基礎研究」の決定的な不足。基礎研究不在の臨床（怖）
  - 実学としての出発。ただし、現場からは無視という皮肉（「博物館のドーナツ化現象」佐々木秀彦「三酔人博物館問答——20世紀末 日本博物館界スケッチ」『博物館史研究』9、2000年）
  - 区分だけに熱中（加藤有次のMuseology/Museography）
- ・「博物館学」はたぶんない。あるとすれば領域研究としての博物館研究（博物館を対象とした…という括りだけ）。「博物館学固有の方法論」もたぶんない。「博物館学の体系化/構築」を目指してもあまり意味がない、はず。

## (3)「規範」からの相対的自立

- ・規範的な意味合いが染み付いた概念を相対化してとらえる視点
  - 歴史的な文脈に位置づけて考え直す＝歴史研究の必要性

## ①官と民

- ・金山喜昭『日本の博物館史』…〈官＝権威・規制〉〈民＝自由・自立〉といった安易な抽象（単純な二項対立図式）
  - 「官」が「民」を統制し規制するものであると断じる一方で、「民」の可能性を高らかに謳い上げ、「官」の否定がそのまま「民」の無条件な肯定へと直結（金子「博物館史のダイコトミ——陥穽としての『官』と『民』」『博物館史研究』12、2002年）
  - 公共性に関する議論の欠落。歴史研究が、現代的課題に即した主張をする際の道具に（＝「歴史の植民地化」）

## ②市民参加

- ・「市民とともに」というロジック…市民の自己形成・自己実現の有効な手立てとなり得る一方で、「安価な労働力」として利用される側面。市民参加による調査も、表向きは「民主的」な市民参加という装いを纏いながら、その実は安易で安上がりな調査になる可能性も（金子「博物館で学ぶ」『教師教育テキストシリーズ第6巻 社会教育』学文社、2007年刊行予定）
  - 行政が本来その責任において遂行すべき案件であっても、市民側に転嫁する論拠として用いられる危険性
  - 「規範」が優先されるあまり、市民参加を推進する言説はこうした構造を隠蔽する形で作用
- ・「市民参加」の歴史性の検証不足…いつ、どこで「市民参加」が行われるようになったのか、なぜ「市民参加」が望ましいとされるようになったのか？

## ③学校教育との連携

- ・学校教育に連動した博物館展示のあり方に対する批判（長谷川賢二「公立博物館の展示と歴史学研究」『歴史評論』598、校倉書房、2000年）…「博学連携」「博学融合」が盛んに叫ばれ、多くの博物館で毎年2月頃になると「昔のくらし」と銘打った民具の展示をするという現状の裏で進行している問題性
  - (学校側)「教師にとって『使いやすい』展示とは、教科書に準拠した通史的な展開による展示」という現状
    - 「教科書に準拠した通史的な展開」は、その地域社会にとっての内在的な時代区分ではない。あくまでも教科書の単元に沿った「スタンダードな歴史像」が求められる
  - (博物館側)学校教育との連動を意識するあまり、展示の内容がたとえ研究の現状より古いものであったとしても、学校教育との連動を優先させ、「教科書に展示レベルを合わせることで納得してしまう」という現状
    - 「教科書準拠的特性」をもつ展示は、「学校教育との連動を考えると、避けられない枠組みと化している」

## 2 実践面での課題

### (1) 「昭和ノスタルジー」というやっかいな存在

- ・高度経済成長期前後の情景再現展示（昭和30年代の街並再現、団地の間取り再現など）  
→「懐かしさ」をキーワードに、どこことなくノスタルジックな雰囲気を出し出す手法

#### ①機能としての「昭和ノスタルジー」

##### (a) 近現代史展示の補完として

- ・回避される近現代史展示…「歴史的評価」が定まっていない、当事者がまだ生存しているという「行政的論理」または「博物館側の自己規制」が機能して、躊躇ないし敬遠されがち  
→「昭和ノスタルジー」は、その穴を埋めるための格好の代替物。
- ・「懐かしさ」を伴う展示
  - ┌ 来館者にとって「気楽な」展示＝「心地よさ」を提供
  - └ 博物館側にとって「楽な」展示＝行政的に「面倒なこと」に巻き込まれる危険性が少ない
- ・「懐かしさ」は予定調和的に機能→しかし、現実の問題を考えるきっかけにはなりにくい

##### (b) 博物館にとっての集客の目玉として

- ・「昭和30年代ブーム」という社会現象
- ・博物館に訪れる年齢層の変化（都市化の進展、ライフスタイルの変化）…「懐かしさ」を感じる対象のシフト（これまでの民俗系の展示で見られたような「古き良き農村」から、昭和30年代以降の“ちょっと昔”の都市生活へ）  
→博物館側の戦略にマッチ…現代の社会現象・ブームを積極的に取り入れつつ、来館者の興味関心を引くような仕掛け

##### (c) 特定世代の自己正当化の道具として

- ・昭和30年代（1955～1964年）は団塊世代（1947～1949年生まれ）にとって6～17歳の時。まさに青春時代。  
→団塊世代の昭和30年代観の特徴…①自己正当性（オレたちの時代はよかった）、②排他性（それに比べて今のヤツらは…）→カタルシスとしての「昭和ノスタルジー」  
※その問題性・欺瞞性…①自分たちが正しいという価値観を押しつける。でも本当にその価値観が正しいの？、②その「今のヤツら」を育ててきたのは自分たちなのでは？ 現在の若者や社会に文句を言うなら、そういう社会を作ってきた自分たちの責任は？

#### ②「昭和ノスタルジー」からこぼれ落ちるもの

- ・実際に起こっていたリアルな問題（たとえば公害、少年犯罪、貧困、スラム化、食品添加物などの負の側面）からは目をそらさせる働きがある。  
→複雑で多元的な社会について、「懐かしさ」という要素から一点突破することは、現実の社会の見方をミスリードするおそれ（「この選択でよかったのか？」という問いの相対化ができるのか）
- ・「共通の物語」という虚構  
…昭和30年代は、文化が多様で細分化しすぎている現代社会と違い、「共通の物語」が共有されていたという前提  
→しかし、その「共通の物語」は、本当にあったことなのか？ そう思われているのではないか？

#### ③「昭和ノスタルジー」に逃げない展示のあり方

- ・博物館の展示において、「懐かしさ」がどのような記号として機能しているのかを自覚する必要がある。  
→何を伝えるために「懐かしさ」という要素を博物館展示の中に取り入れるのか、という本質的な目的意識を常に持つておくこと
- ・「懐かしさ」は、興味・関心を抱かせる「入口」としては有効  
→でも、そこが博物館の「安住の地」ではない→手法としてのみ有効、問題はその後をどう案内するか  
→現実と直面している諸問題に対して考えていくことのできるきっかけを提示する仕掛け
- ・そもそも「回想法」って、別に博物館でなくても…

(2) 展示空間の恣意性

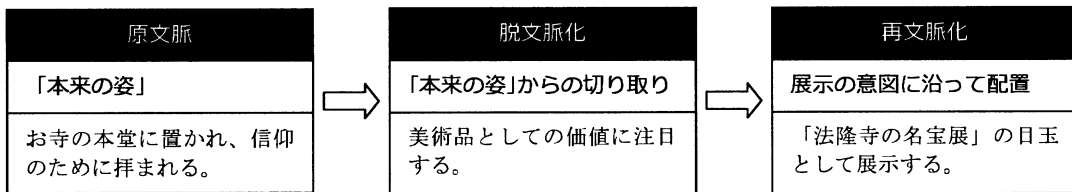
- ・博物館における展示 = 資料から特定の価値を切り取り再配置するプロセス  
 (資料を提示する側) 当事者ではない第三者がその資料の価値を切り取って意味づけをし、特定の意図に基づいた文脈にのせて意味を見る側に投げつける  
 →展示空間の中に配置されることによって、すでに本来の意味とは異なった意味が付与される  
 (資料を見る側) 現在の価値観のフィルターを通して再構成された意味を見出す  
 →資料と対峙すれば、資料から発せられるアウラのみによって、真実が自ずと浮かび上がってくるわけではない  
 ※話をややこしくする実物信仰?…オリジナルの実物資料には、材質や感触、かすかな使用痕など、大量の情報が付着しているため、実物と対峙すればすべてが分かるかのような言説(錯覚) →「実物にはかなわない」

①戦争資料の危うさ

- ・展示というメディアが、一定の意図のもとに構成される一種の表現行為である以上、戦争資料もこの意図された構成の枠内においてのみ読解可能  
 (例) 焼け爛れたガラス瓶…空襲に関する説明パネルとその被害状況を示した地図、そして、同じように焼け焦げた弁当箱や焼夷弾の破片などとともに置かれることによって初めて空襲の惨状を示すものとして了解する  
 →そのガラス瓶が空襲の被害を示す物証であると認識するのは、こうした参照枠に準拠しているため  
 →参照枠の提示の仕方によっては、任意の価値の制御も可能に
- ・展示空間における戦争資料の読み解きの危うさについては、加害か被害かというイデオロギーのせめぎ合いに掻き消されるかのように問われることはなく、政治的な論議の喧騒の中の盲点に(→戦争展示は、「政治的正しさ」を主張する道具に)(金子「戦争資料のリアリティ——モノを媒介とした戦争体験の継承をめぐって」『岩波講座 アジア太平洋戦争第6巻 日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006年)

②展示という意味創出作用

- ・モノはすべて、ある特定の文脈の中に置かれることによって存在  
 (例) 本来、寺の本堂の中に納められ、庶民の信仰の対象になっているはず仏像が、照明が演出されて、展示ケースの中にきれいにおさめられたら。それは「本物」か?  
 →博物館に展示される仏像は実物であるとともに、本来あるべき寺の本殿から隔離された段階で、本来の意味を半減している。
- ・ケースの中で演出されて展示された資料は、資料の価値を引き立てる効果をもつが、同時に、「本来の文脈」から切り離す行為でもある。  
 磨かれてピカピカになった農具 }  
 剥製や標本になった魚やキツネ } どれも確かに実物だが、本来の意味での「本物」なのか?  
 動物園の檻の中にあるホッキョクグマ }  
 →博物館は、対象とする世界を、ある条件のもとに切り取り、再構成したもの。博物館は、対象とする世界の「本物」を再現することはできないし、あり得ない。
- ・博物館において価値が切り取られるプロセス…もともとあった文脈(原文脈)から切り離され(脱文脈化)、展示空間の中で再文脈化  
 →展示するという行為は、いわば脱文脈化-再文脈化の往還作用



- ・展示空間の中で「再文脈化」する際に、「原文脈」をどのように説明するか?  
 →信仰の対象であった仏像も、価値の引き出し方によっては美術品として提示することになる。しかし、“「本来の姿」への想像力”を保障するという視点は重要。



【資料】加藤有次『博物館学総論』雄山閣出版、1996年

6 第1章 博物館と博物館学

とは簡単であっても、現場に展開するとすると、しばしば困難な問題に逢着することは、経験をおして知られるところである。

まず、それを育てる社会体制が整備されなければならない。種子があっても肥沃な畑がなければ、芽だけ出しても育たないのと同断である。正しい博物館思想の普及していない現実なかでは、資料があり、数億円を費した立派な博物館としての建物があっても、十分な博物館活動を成し遂げることは困難であるだろう。たとえ立派な学芸員がいたとしても、大海の中の一人あるいは数人であっても、このことを痛感させられている。博物館活動を、多少なりとも前進させようとする考えは、真の博物館人であれば誰しも同じであろうが、もはや学芸員問題云々などと呼んでいいときではない。むしろその理念を統合し、学芸員個々の立場から、手に手をとって歩調を合わせ、互いに歩み寄る姿勢こそ必要とされよう。

社会教育法下で、同時に開発した図書館をみると、その立場は異なるにせよ現時点での差は大きい。その責任はどこにあるのであるか。学問的理論が実践に先立つとするならば、それは、博物館学と博物館との関係に求めることができると考えるのである。また、実践から理論を考えたとしても、両者の関係は密接なものでなければならない。そうだとすると、わが国における博物館学のあり方そのものに問題があるといえるのではないであろうか。

今日考えられている博物館学とは、博物館の運営上必要な、極めてテクニカルな面にとらえられ、それに尽きているのではないかと思う。博物館法の下では、使える学芸員を現場から要求されているのと同様に、大学における学芸員養成のための『博物館学講座』の精神も、その重点を実習に置いているという過言ではないであろう。しかし現場からは、その実習方法について、極めて形式的にしかすぎないとの批判を受けているのである。現実にもそうであるかも知れないが、現行の博物館法の下でのカリキュラム編成では、単位数・時間数等からみて、にわかに現状を脱することは困難である。この点については、すでに関係者から問題提起がなされているが、早急に改善策をとらねばならないと考える。

博物館学とは、博物館そのものと、それととりまき社会とを含めて学問的体系をなすものであらねばならない。したがって、現行の博物館法が規定してい

7 第1章 博物館と博物館学

より、博物館の理念からして、現代社会に適応させた博物館とするための努力がなされねばならない。そのためには、何よりもまず博物館学の確立が必要であり、実践的な博物館の分析をもふまえて理論的な体系化が必要とされよう。その上に立って、はじめてすぐれた学芸員養成の場を生み出したいと念願しているものである。

しかしながら、体系化への道は険しく、漸くにして骨組みともいふべき試案を持つにすぎないが、あえてつぎにその一部を述べてみたい。私見によれば、博物館学の体系は次のごとく分科して考えるべきであると思う。すなわち、

- 博物館学概論、博物館名論、博物館史、博物館教育方法論、博物館施設論、博物館社会学、博物館行財政論、博物館資料収集保管法、博物館資料分類目録法、博物館資料展示法、博物館資料修理製作法、博物館経営論、学校博物館の管理と運用等

これらの中には、理論・方法論・技術の分野が互いに含まれているが、いずれにせよ、その目的は博物館学の専門性を確立することにある。複雑化する社会のなかで、博物館が「ひと」と結びつくために、これらはどうしても必要なこととがらであり、それに応じてさらに博物館および博物館学を肉づけする学問的理論、または方法論が新しく生まれることになるであろう。

博物館学の研究は、大学においてはもとより、博物館においてもなされなければならず、したがって、博物館における学芸員は、その研究分野においても専門性が尊重されなければならない。学芸員は、歴史学、考古学、民俗学あるいは自然科学についての研究者であって、それぞれにそれ相当の専門性が存在し、博物館の中にあっても当然その専門性が要求されるのであるから、それぞれの専門性をふまえて、博物館理念と運営上の技術を知らねばならないということになるであろう。学芸員はすべて博物館学者でありえないということも考え得るのであるが、それだからといって、学芸員は決して自己の専門性にとまわっていいはならない。たとえば、仮りに専門的歴史学にのみとまるといふのならば、そうした研究を目的とする機関に移るべきで、学芸員は「博物館」という機関に在職することを、決して忘れてはならない。学芸員として自らの業績を積み、社会的に確たる地位を築くことにこそ、その使命があるのではなからうかと考えるのである。

神奈川大学 21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」／実験展示班公開研究会「学芸員の専門性をめぐって」／第2回「今後の博物館活動と博物館学の方向性」／2007年3月26日（月）

## 学芸員、高度、専門性、その外部

犬塚康博 ✉️ [fische@kustos.ac](mailto:fische@kustos.ac) 🌐 <http://museumscape.kustos.ac>

### 1. はじめに

(配布資料)

- ・犬塚康博 1995 「〈学芸員〉は〈キュレーター〉ではなかった!!」『名古屋市博物館だより』第106号、名古屋市博物館、6頁。
- ・犬塚康博 1996 「制度における学芸員概念—形成過程と問題構造—」『名古屋市博物館研究紀要』第19巻、名古屋市博物館、39-58頁。
- ・犬塚康博 1997 「藤山一雄の学芸員観 補論—博物館制度1996年改定批判」『名古屋市博物館研究紀要』第20巻、名古屋市博物館、95-104頁。
- ・犬塚康博 1997 「淋しい学芸員の終焉／喧噪への序曲—制度改変の意味への問い—」『エル・アール』1、リマーク株式会社、32-33頁。
- ・犬塚康博 2006 「宮澤賢治「銀河鉄道の夜」の「標本」考」『愛知文教大学比較文化研究』第8号、愛知文教大学国際文化学会、1-16頁。
- ・「2 高度専門職学芸員養成方法の開発

図像・身体技法・環境資料をはじめとする非文字資料の調査研究、収集保存の今後の担い手として博物館、学芸員に期待するところは大きい。勿論今博物館、学芸員に求められているものはそれにとどまらずより多様で高い専門性であるが、学芸員養成の現状は必ずしもそれに応じるに十分とはいえないように思う。そこで、高度専門職としての学芸員の養成方法を「大学院における学芸員養成カリキュラム」という具体的な形で発信するために、養成の現状の把握を踏まえ、学芸員の専門性とは何かの論議を多くの方々と積み重ねていきたいと思っている。〔中村ひろ子 2006 「実験展示」『非文字資料研究』No.12、神奈川大学21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議、10頁〕（下線は引用者による。）

### 2. 教育、研究、サービス

- 〔(1)博物館法上の学芸員の概念は、先験的に在ったものではなく、歴史的に形成されてきたものであること。
- (2)博物館の機能と学芸員の機能は、跛行的に形成されてきたこと。
- (3)博物館と学芸員の機能形成の跛行性が解消されたのは戦時下の科学動員においてであり、昭和ファシズムがこれを促進したこと。
- (4)博物館法における学芸員概念は、研究機能を内在化したが、教育機能については非内在化の方向をたどり、結果的に外在的教育機能に負うという不均衡な構造を採用したこと。
- (5)木場一夫は、こうした法のありように対し異議を呈し、学芸員の概念に教育と研究との両機能を内在化させようとしたが、これは戦前米の日本の博物館状況を反映しながら、これに欧米的な博物館専門職制を定着させ展開させることを企図した、現実的か



つ具体的な選択・調整という意義を持つものであったこと。

(6)(5)を理念化したのが、鶴田総一郎の学芸員論であったこと。

(7)制度上の学芸員問題は、(4)の解消を課題とすべきこと。〔犬塚康博 1996 「制度における学芸員概念—形成過程と問題構造—」『名古屋市博物館研究紀要』第19巻、名古屋市博物館、57頁〕

### 3. ある日突然…

- ・「戦後、学校の制度から離脱し、その社会的権威からも離脱した博物館は、相互作用や社会的権威を欠如したまま学芸員を制度として開始し、社会に据えなければならなかった。それゆえに、その物象性の根は深いとも言えるのである。〔犬塚康博 2006 「宮澤賢治「銀河鉄道の夜」の「標本」考」『愛知文教大学比較文化研究』第8号、愛知文教大学国際文化学会、13頁〕
- ・「この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。〔博物館法第2条第3項〕
- ・「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。〔博物館法第3条第1項〕
- ・「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。〔博物館法第4条第3項〕
- ・「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。〔博物館法第4条第4項〕
- ・専門性と専門制

### 4. 外部への着意

- ・博物館の外部
- ・博物館資料の外部
- ・学芸員の外部

### 5. 20世紀／21世紀の博物館

- ・「この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。〔博物館法第1条〕（下線は引用者による。）